

## 告 示

### 埼玉県告示第千三百九号

測量計画機関である坂戸市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年十二月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 測量計画機関

坂戸市

#### 二 作業種類

公共測量（空中写真撮影、写真地図作成）

#### 三 作業地域

坂戸市全域

#### 四 作業期間

令和六年十二月十五日から令和七年三月三十一日まで